

(様式3)

外国人児童生徒等教育アドバイザー派遣結果報告書

都道府県名	茨城県	市町村名	日立市	大学名	
派遣日	令和4年7月13日(水曜日) 13時30分から14時45分まで 1 講師紹介 2 自己紹介 3 講話等(あらかじめ示した質問に答えるかたちでの講話・適宜質疑応答) 4 謝辞				
実施方法	※いずれかに○をつけてください。 派遣 / (遠隔)				
派遣場所	日立市役所(オンライン会議)				
アドバイザー氏名	静岡県浜松市立芳川北小学校 校長 櫻井 敬子 氏				
相談者	日立市教育委員会指導課 日立市文化・国際課				
相談内容	1 浜松市における受け入れ体制構築までの経過について 2 人材について 3 浜松市教育委員会と浜松市国際交流担当、国際交流団体との連携について 4 その他				
派遣者からの指導助言内容	<p>1 浜松市における受け入れ体制構築までの経過について</p> <p>浜松市では、プレスクールを開校するまでは新小学1年生の外国人児童生徒に指導をしていなかった。1年生のスタートカリキュラムは初期日本語指導と重なり、学校や先生、友達に慣れる意味からも、教室で一緒に学習することが望ましいと考えていた。</p> <p>日本の就学前教育を受けていない子供は、皆と一緒のスタートラインに乗るのは難しい。そのため、就学前教育を受けていない子供については、幼児教育を受けていたらできることを身に付けさせようと考えた。大和市、大垣市、西尾市を視察した。</p> <p>プレスクールは、令和元年度から実施している。入札によりNPO法人と委託契約を締結している。</p> <p>語彙調査で正解が49%以下であることを参加者の判断基準とし、「小学校入学までに日本の就学前教育を受けていない」か、「就園期間が6か月未満」の子供を対象とした。</p> <p>令和元年度は36組を対象としたが、22組しか参加しなかった。そのため、令和2年度は「保護者が初めて日本の学校に子供を就学させる」という判断基準を増やし、60組を対象とした。</p> <p>2 人材について</p> <p>浜松市の外国人児童生徒への日本語を指導する仕組みは、全て「会計年度任用職員」または「委託」で成り立っている。</p> <p>人材の育成としては、浜松国際交流協会が実施する日本語ボランティア養成講座として、放課後勉強室を実施している学校へ指導支援者として派遣したり、浜松市の委託先のNPO法人に、日本語指導補助者として紹介したりしている。</p>				

	<p>浜松市外国人学習支援センターで実施する日本語ボランティア養成講座では、外国人との交流を深めるおしゃべりボランティア、学習者に寄り添う読み書きボランティア、児童の宿題のお手伝いをする放課後学習支援ボランティアを養成し、市の委託先のNPO法人に日本語初期指導補助として紹介している。</p> <p>3 浜松市国際交流担当、国際交流団体との連携について</p> <p>国際交流協会が家庭訪問を行い、就学年齢の子供の状況把握に努めている。公立小中学校、外国人学校の退学者を対象とした調査を行い、退学した後どうなったかを調査し、就学希望があれば国際交流協会が付き添う等、細やかな支援を行っている。</p> <p>問題把握と対応策の検討のために「浜松市外国人子供支援協議会」を実施している。浜松市国際課、浜松国際交流協会、外国人人材受入企業社長、ハローワーク、小中学校、幼稚園、県立高校、NPO法人、保護者が連携している。</p> <p>国際交流協会に人材を探してもらうこともある。</p> <p>4 その他</p> <p>浜松市の初期日本語指導拠点校「江南教室」は今年度からできた。拠点校については横浜市、豊橋市に視察をした。対象は中学生としている。日本語を覚える中学生が、高校受験までの短い期間で内容をつかむことができるので、効果的である。</p> <p>江南教室（江南中学校）へはバスでしか通えないため、通学できない生徒もいる。通学できない生徒へは、小学生と同じように学校へ支援者派遣をしているが、拠点校に比べると充実度は下がる。</p> <p>日本語が分からない子供の日本語のレベルを、これまでの就学歴も参考にしながら判断する。拠点校が妥当と校長が判断すれば、10週間通級する。また、高校受験への準備もあるため、週1回は在籍校に登校する。</p> <p>外国人児童生徒の使用する言語は多様化してきている。対応として、初期適応指導動画を作成した。日本語で作成したものをポルトガル、中国、スペイン語で吹き替えた。</p> <p>ポケトークを昨年度109台導入した。希望する学校に貸し出しをしている。</p> <p>会計年度任用職員（就学サポーター・1日4時間）5人が教育委員会にいて、必要なものを翻訳したり、保護者に電話をかけたりしている。</p>
相談後の方針の変化、今後の取組方針等	指導課、文化・国際課で定例会を行い、今回アドバイスをいただいた内容を参考に、日本語指導を必要とする児童生徒の受入体制の構築に向け協議を行っていく。

1枚にまとめる必要はありませんので詳細に記載願います。

なお、本報告書の内容は、文部科学省ホームページで公開いたします。